

D 1 - 2 5

5年保存(常)

(平成34年12月31日まで)

F N . D 1 - 4 - 0

鹿交企第124号

鹿免管第1558号

鹿免試第118号

平成29年8月17日

各部長

各参事官 殿

各所属長

本 部 長

担当 高齢者支援係

TEL

「高齢運転者交通事故防止対策に関する提言」等を踏まえた高齢運転者による交通事故防止対策の更なる推進について（通達）

高齢運転者に係る交通事故情勢については、全年齢層の死亡事故件数が減少傾向にあるのに対し、75歳以上の高齢運転者による死亡事故件数は横ばい傾向で、その占める割合が増加するなど厳しい状況にあり、また、今後、高齢化の進展に伴い、75歳以上の運転免許保有者数の増加が見込まれることから、高齢運転者の交通事故防止対策は喫緊の課題となっている。

こうした中、平成28年11月15日に開催された「高齢運転者による交通事故防止対策に関する関係閣僚会議」における内閣総理大臣からの指示を踏まえ、警察庁では、平成29年1月16日から「高齢運転者交通事故防止対策に関する有識者会議」を開催し、高齢者の特性が関係する交通事故を防止するために必要な方策について幅広く検討を行ってきたところ、同年6月30日、同有識者会議から「高齢運転者交通事故防止対策に関する提言」（以下「提言」という。）が提出された。

この提言等を踏まえ、特に認知機能検査の受検対象者になる75歳以上の高齢運転者による交通事故防止に向けて取り組むに当たっての基本的な考え方、推進すべき事項等は下記のとおりであるので、各所属においては、その着実な推進に努められたい。

なお、この通達は平成29年8月17日から施行する。

記

1 基本的な考え方

(1) 交通事故分析に基づく効果的な対策の必要性

高齢運転者による交通事故防止に向けて、効果的な対策を講じていくためには、緻密な交通事故分析により、高齢運転者に係る交通事故の特徴や要因を浮き彫りにし、その実態を的確に把握するためG I S（地理情報システム）や交

交通事故情報管理システムを活用し、高齢者に係る交通事故の実態把握に努める必要がある。

(2) 高齢運転者の特性等に応じたきめ細かな対策の必要性

高齢運転者は、加齢に伴う様々な身体機能の低下により、交通事故を起こす運転リスクが高まっていくものと考えられるが、加齢に伴う身体機能の低下及び運転能力には個人差があることを踏まえ、それぞれの高齢運転者の特性等に応じたきめ細やかな対策を推進するため、ドライブレコーダーの貸出機会を利用した運転診断や交通安全教育車「さわやか号」に搭載した運転シミュレーター等の活用により、高齢運転者個々の特性把握に努める必要がある。

(3) 関係機関・団体等が連携した総合的な対策の必要性

高齢運転者による交通事故を根絶するためには、警察による取組を強化するだけでは十分ではなく、警察と関係機関・団体等が緊密な連携を図りながら、必要な対策を検討・推進していかなければならない。

その検討に当たっては、様々な施策を戦略的かつ有機的に組み合わせて総合的に取り組んでいくという視点が重要であり、自治体を始め、地区交通安全協会や地区安全運転管理協議会、自動車教習所、公共交通機関関連事業所等、管内のあらゆる機関・団体と連携した対策を推進する必要がある。

2 改正道路交通法の確実な施行

(1) 協力医師の確保に向けた取組の推進

道路交通法の規定に基づく認知症に係る判断に関しては、専門医又は主治医（以下「専門医等」という。）の診断を受け、専門医等が作成した診断書の提出が必要である。

この診断を行う協力医師の数には地域的な偏りが見られるなどの課題もあることから、協力医師の確保に向けた取組を推進すること。

また、専門医等によっては、診断書の作成に係る被診断者からの訴訟リスクを回避するために診断書を作成する前に運転免許の自主返納を勧めたい、被診断者の運転を見たことがないことから診断書の作成を躊躇するなどの不安を抱えているとの意見もあることから、運転免許証の自主返納制度やそのメリット、ドライブレコーダー貸出による運転状況等の確認方法がある旨等の教示を行うなど、県医師会等関係団体との情報交換、質問・要望への対応等により、更に連携を強化し、専門医等が抱える様々な不安の払拭に努めること。

(2) 高齢者講習の受講等に係る負担の軽減に向けた取組の推進

今後、高齢化の進展に伴い、高齢者講習の受講者は更に増加する見込みであることから、本部主管課にあっては警察施設等において高齢者講習等を直接実施するなど、自動車教習所の実施体制が維持されるように努めること。

また、警察署にあっては高齢者講習等の受講手続き等について積極的に広報を実施するなど、受講待ち期間の短縮をはじめとする高齢者講習の受講等に係る負担の軽減に向けた取組を推進すること。

特に、認知機能検査、臨時認知機能検査及び臨時高齢者講習は、受講期限等や運用面で自動車教習所の負担が大きいことから、これらに重点を置いて直接

実施等に取り組むこと。

3 認知症を始めとする運転リスクへの対応

(1) 認知症のおそれがある者への支援等

各署の運転免許事務担当者や高齢者交通安全支援担当者は、各市町村の認知症施策担当部署(介護福祉等関係部署)や地域包括支援センター等との連携を更に強化し、認知機能検査で認知症のおそれがある(第1分類)と判定された者を早期に地域包括支援センター等の相談窓口に連絡するとともに、運転免許証の自主返納を検討している高齢運転者及びその家族等を適切に支援するための取組を推進すること。

(2) 視野障害に伴う運転リスクに関する広報啓発活動の推進

視野障害を伴う多くの眼科疾患が加齢により増加すること、視野障害は自覚しないまま進行することが多いこと、視野障害によって信号を認識できなくなること等により交通事故を起こすリスクがあること等について、県眼科医会等関係団体と連携しながら広報啓発活動を推進し、運転適性相談を始めとする様々な機会を活用して高齢運転者に注意喚起すること。

(3) 加齢に応じた望ましい運転の在り方等に係る交通安全教育等の推進

運転を継続する高齢者に対し、加齢に応じた望ましい運転の在り方等に係る交通安全教育等を推進する観点から、ドライブレコーダーを活用した個人指導において、個々の能力や特性に応じたきめ細かな指導を行って補償運転(危険を避けるため、運転する時と場所を選択し、運転能力が發揮できるよう心身及び環境を整え、加齢に伴う運転技能の低下を補うような運転方法をとることをいう。)を促すことを含め、地域における交通安全センターとして、管内の自動車教習所等との連携を更に強化するほか、積極的に高齢運転者標識の表示を推進するなど、高齢運転者による自主的な交通安全に係る各種取組及び関係機関・団体等による交通安全教育や交通安全活動が継続的に行われるよう積極的な支援に努めること。

なお、高齢運転者標識については、70歳以上の運転者に対し、加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあるときに表示することが努力義務として課されており、これを表示している自動車への幅寄せ及び前方への割込みが禁止されていることの周知を含め、関係機関・団体等と連携しながら広報啓発活動を推進し、その普及・定着を図ること。

4 運転免許証の自主返納等

(1) 自主返納の促進に向けた広報啓発活動の強化等

運転免許証の自主返納については、運転者の自主性を尊重するものとして、運転免許証を返納しやすい環境整備を推進してきたところであるが、加齢等で自ら運転に不安を抱いている者や客観的に運転リスクが高まっていると認められる者等に対しては、移動手段の確保を始め、その生活支援策の充実に配意しつつ、自主返納を促すことも重要であることから、高齢者に対する支援施策がより一層充実したものとなるよう、引き続き自治体をはじめ関係機関・団体等に働き掛けるとともに、それぞれの地域における自主返納に係る実態を踏まえ、

自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策を周知するための広報啓発活動を強化するなど、自主返納の促進に向けた取組を推進すること。

(2) 運転適性相談の充実・強化

運転適性相談は、これまで、主として、障害者及び一定の症状を呈する病気等にかかっている者が安全に運転できるか個別に判断するために、運転者及びその家族等からの相談に対応してきたところであるが、今後は、従来の役割に加え、高齢運転者の交通事故防止対策という観点から、高齢運転者及びその家族等から積極的に相談を受け付け、加齢に伴う身体機能の低下を踏まえた安全運転の継続に必要な助言・指導や、自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の教示を行うなど、高齢者の特性等に応じたきめ細かな対策を講じること。

加えて、自主返納者及び運転免許を取り消された者等からの要望に応じ、生活に関する支援等について、遅滞なく相談できるようにするため、地域包括支援センター等の医療・介護・福祉を始めとする関係機関・団体等との連携を強化し、必要な情報の提供や共有を図ること。

(3) 運転免許がなくても高齢者が安心して暮らせる地域環境の整備

今後、運転免許の自主返納及び運転免許の取消し等の処分により運転することができない者の増加が見込まれることから、移動手段の確保を含めた、きめ細やかな生活支援に向け、自治体を始め関係機関・団体等による各種取組に協力し、運転免許がなくても高齢者が安心して暮らせる地域環境の整備を推進すること。

特に、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項に規定する協議会（地域公共交通会議等）には、積極的に参画し提言を行うとともに、同法に規定する地域公共交通特定事業の円滑な実施に向けて必要な協力をすること。

5 先進安全技術等の活用

交通事故分析の結果等から、自動ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置等の先進安全技術の活用は、高齢運転者による交通事故の防止及び被害軽減に効果があるものと期待されることから、安全運転サポート車（自動ブレーキ及びペダル踏み間違い時加速抑制装置を搭載した自動車をいう。）の体験試乗等について、自動車教習所等に協力要請を行うなど、その普及啓発に係る各種イベントが円滑に行われるよう協力するほか、あらゆる機会を利用して、自治体を始め関係機関・団体等と連携しながら、安全運転サポート車の更なる普及啓発に努めること。

あわせて、高齢運転者に対しては、先進安全技術の機能の限界や使用上の注意点を正しく理解し、機能を過信せずに責任を持って安全運転を行わなければならない旨の周知を図ること。

6 推進状況の報告

各種取組状況及び実施結果については、その都度、交通部各担当課宛に報告すること。